

平成 29 年度 富山市高齢者総合福祉プラン地域懇談会 議事録
(8 月 22 日(火) まちなか総合ケアセンター分)

1 日 時 平成 29 年 8 月 22 日 (火) 午後 2 時～午後 3 時 30 分

2 場 所 富山市まちなか総合ケアセンター

3 参加者

【市民等】 32 名

【事務局】 山口福祉保健部次長、宮崎保健所保健予防課長、石井保健所地域福祉課長、長介護保険課長、清水長寿福祉課長

4 内 容

- (1) 次長あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 議 事

5 質疑応答

市民等

いろいろと説明があったが、前回と今回のプランの違いは何か。また、どのように施策が変わるのか教えてほしい。

事務局

第7期となる今回の計画では、重度化防止の取組等の目標の記載、評価等のPDCAサイクルを回し、保険者機能の強化についてプランに盛り込むこととしている。また、介護サービスとしては在宅に向けたサービスを中心に強化してまいりたいと考えている。

市民等

先ほどの説明で、多くの介護サービス事業所があることがわかった。富山市では、介護サービス事業者の質の担保するに当たり、どのような対応をされているのか。第三者によるチェック機能はあるのか。

事務局

日常的な対応としては、ケアプランの適正化に努めていることが挙げられる。また、第三者によるチェックという点においては、地域密着型のサービスを行う事業所に対して、地域包括支援センターや市、さらに地域の住民の方々も参加する運営推進会議の設置が国から義務付けられており、富山市においても、地域住民によるチェックの仕組みを設けている。そういった機会を捉えて、各事業所に対するチェック機能を果たしてまいりたいと考えている。

市民等

地域包括ケアシステムの推進に関して、現時点でどのように進めていくつもりか。

事務局

地域包括ケアシステムの実現には、医療、介護、予防、住まい、生活支援とい

う5つの要素がいかに連携し、つながっていくかということが重要だと思う。

その中で、現在進められている具体的な取り組みとしては、在宅医療と介護の連携が挙げられる。

また、介護予防の部分においては、まだ時間はかかるかもしれないが、地域の住民が主体となって、通いの場や介護ボランティアなどの取り組みに関してできることはないか検討していくことを考えている。

市民等

神明地区において、地域包括ケアシステムが機能しているとは思えない。神明地区の地域包括ケアシステムは、どこが中心になってどう働いているのか、教えてほしい。

事務局

地域包括ケアシステムは、あくまでも概念的な話である。富山市においては、各地域の地域包括支援センターが中心となり、介護事業所などの関係機関と連携しながら、介護サービスを必要とする方に必要なサービスを提供される体制を整えていくことを考えている。

市民等

いろいろな会合に参加する中で聞いたことだが、新しい総合事業へ移行されたことで、来年度から今と同じサービスが受けられなくなると聞いたことがある。富山市として具体的にいつから現在のサービスから緩和した基準のサービスに切り替わるのか。

事務局

新しい総合事業については、法改正に伴い、これまでの介護予防事業で行っていたものを地域支援事業として実施していくと説明したことはあるが、来年度以降実施しないと説明をしたつもりはない。

地域支援事業は、国の介護給付事業となっていた通所介護・訪問介護といったサービスを、各市町村が主体となって行う事業であり、昨年度から事業を移行するに当たり、説明会などで説明を重ねているが、その際に将来、現在のサービスが受けられなくなると説明をしていない。地域支援事業としての介護予防通所介護や介護予防訪問介護は当面は継続していくものと認識している。

なお、介護報酬に関しては、平成30年度から介護の報酬が改定となるので、それに伴う変更はあるかもしれないとは昨年度、説明したと記憶している。

市民等

介護人材の不足が社会的な問題になっている。その中で、第7期の計画では、介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で必要なサービスが受けられるよう、基盤整備を進めるとされている。介護人材が不足する中で、具体的にどういった方向性で、目標設定はどのように考えているのか。

事務局

「第7期介護サービスの基盤整備方針(案)」の「基盤整備を進める。」という表現については、基本的には「地域密着型サービスを中心に施設の数を増やす」ということを目標に考えている。

また、ご指摘のように「介護人材が不足している」、「介護人材の有効求人倍率が4を超える状況下の説明会であっても介護人材がなかなか集まらない」等の状

況は耳にしている。

国や県においても人材確保について、リタイアした人の再就職など様々な面から取り組んでおり、市としてはこういう情報を事業者に繋ぐほか、国や県の説明会に連携した取り組みを行っていきたい。

市民等

今回の法改正にある「生活支援サービスの充実」については、地域ボランティア、住民主体の見守りやゴミ出し等が例としてあるが、これまでも自治振興会では、民生委員をはじめ各町内の班長さんにいたるまで、住民自治の繋がりを中心に、ご近所の関係を大切に、自分たちにできる協力を考えて取り組んでいるところである。市内全域において統一した方法は困難であろうが、自治振興会や町内会といった組織や関係性を有効に使うべきだと思う。

事務局

今後、策定作業を進める上での参考とさせていただきたい。

市民等

西田地方において高齢者サロン事業を実施したいが、地域に公民館の無い町内が半数あり、活動場所が無いのが現状である。例えば、空き家を活用した高齢者サロンの実施について、市から補助なり助成なり支援があれば良いと思う。

事務局

富山市のまちづくりと合わせて考えていく必要がある。今ほどのご意見は担当部局に伝えたい。

市民等

今回は高齢者の支援策についての話であるが、同じ福祉の話として、富山市の子育て支援策はどのように考えているのか。

事務局

富山市では、今年度より、新たに子ども家庭部を創設して、子育て支援に取り組んでいることから、この場で別部局がどのような取り組みをしているかということについては説明を控えたい。

しかし、今回の会場である「まちなか総合ケアセンター」は、産後ケア応援室や病児保育室、まちなか診療所などがあり、先ほど説明した地域包括ケアシステムの象徴的な施設として造られたものである。本市としては、福祉保健部と子ども家庭部で分けて、縦割りで考えるのではなく、連携して取り組んでいくつもりである。

(以 上)